

監査報告書

令和5年5月25日

学校法人小関学院
理事会 御中
(評議員会 御中)

監事 難波 玄



監事 初見 俊明



私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人小関学院の令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)の、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

監査にあたり、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実のないことを認める。

以上